

**おかやま旅応援割（宿泊・日帰り旅行）募集要項**  
**（旅行会社様）**

**（1）登録条件**

以下の①から⑩のすべてを満たす旅行会社

- ① 旅行業登録（旅行業法上の第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業または旅行業者代理業）を受けている事業者であること。
- ② 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に係る事業者ではないこと。
- ③ 営業所が所在する県の県暴力団排除条例を遵守していること。
- ④ その他関係法令や公序良俗に反しないこと。
- ⑤ 旅行予約受付時に、申込者に対し必要書類（様式1または様式1-2）の提出を求めること。  
中国・四国ブロック（岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛）、隣県（兵庫）県内在住者であり、ご本人のものであることを証明できるもの（免許証、健康保険証、3ヶ月以内の公共料金の領収証等）と、ワクチン3回接種済または検査結果が陰性であることを証明できるもの（ワクチン接種証明書、検査結果通知書等）の提示を確認し、提出された必要書類（様式1または様式1-2）本人のものであること。
- ⑥ 旅行予約完了時に、申込者に対し必要書類（様式1または様式1-2）のコピーを渡し、チェックイン時または旅行当日に本人確認書類とともに提示することをお伝えすること。
- ⑦ 指定の方法にて本割引の利用状況を報告すること。（利用状況は月次報告とし、申請書等の必要書類の送付が必要になります。）
- ⑧ 観光庁発表の「県民割支援」（地域観光事業支援（需要創出）の利用条件）を遵守し、旅行者へ求める同意事項を確認すること。
- ⑨ 観光庁発表の「県民割支援」（地域観光事業支援（需要創出）の利用条件）を遵守し、販売後～旅行開始日に行う実施事項を厳守すること。
- ⑩ 必要な利用条件（ワクチン3回接種済または検査結果が陰性であること）を満たさない場合の運用について理解し、旅行者へ事前に案内をすること。

**（2）申請に当たっての留意事項**

- ① 本割引では旅行会社側に、割引額分の立替及び精算の業務が発生します。
- ② 申請及び割引立て替え額の精算は、事業者ごとのお振込みとなります。販売店舗ごとのお振込みはできかねます。
- ③ 利用施設が本割引に登録されていない施設であっても、本割引に登録した旅行会社の仲介により、施設を利用する場合も、本割引は適用されます。
- ④ 上記（1）に反する場合、登録を取り消すことがあります。また、万一、虚偽の申請等、悪質な事例が発生した場合は、法的措置を執らせていただく場合があります。